

(議題 1)

平成 31 年度社会教育関係団体への補助金交付に関する意見徴収について

1. 趣旨

社会教育法第 13 条において、地方公共団体が社会教育関係団体に対して補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ社会教育委員（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）に意見を聴いて行わなければならないとされています。

社会教育関係団体に対する補助金について、補助の目的や補助事業等を明らかにし、補助の目的はあくまでも団体による社会教育活動の支援にあり、団体を支配したり事業の内容に干渉したりするものではないことを確認していただくことが意見聴取の趣旨です。

2. 法令根拠

・社会教育法

（国及び地方公共団体との関係）

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

（審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

・各団体の補助金交付要綱

別添資料のとおり